

## 「割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針－冠婚葬祭互助会編－」改定案（新旧対照表）

新	旧
<p>II-2-2-4-2 契約約款の記載事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 契約約款に、指定役務以外の役務がある場合には、会員が提供を受けることができる役務の選択肢として指定役務が含まれること、又は会員が指定役務の提供又はその取次ぎを希望する場合、その対価の全部又は一部として当該契約の掛金が充当できる旨を記載することが求められる。</p> <p><u>なお、契約約款に記載する役務は、以下の役務のうち、事業実績があり、かつ前受金の利用について会員からのニーズがあるものに限られる。(◇)</u></p> <p>①成人式、七五三、法事、長寿祝、結婚記念、宮参り及び結納等の儀式に係る役務の提供</p> <p>②健康増進に資するヘルスケアに係る役務の提供</p> <p>③孤立防止に向けた交流斡旋に係る役務の提供</p> <p>④日常生活における会員生活サポートに係る役務の提供</p> <p>(7) <u>上記(6)②から④の役務を提供した場合には、契約約款に消費者が支払った前受金の額を問い合わせ等により確認ができること及び事業者が定期的に消費者に対し役務の利用状況を通知することが記載されていることが求められる。(◇)</u></p>	<p>II-2-2-4-2 契約約款の記載事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 契約約款に、指定役務以外の役務 <u>(成人式、七五三、法事、長寿祝、結婚記念、宮参り及び結納等の儀式に係るもの)</u> がある場合には、会員が提供を受けることができる役務の選択肢として指定役務が含まれること、又は会員が指定役務の提供又はその取次ぎを希望する場合、その対価の全部又は一部として当該契約の掛金が充当できる旨を記載することが求められる。(◇)</p> <p>(新設)</p>
<p>II-2-2-5-3 契約の履行</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>予約前受金を、契約約款に記載した役務に付随する物品以外の購入代金等に充当していないこと。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>II-2-2-5-3 契約の履行</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>予約前受金を、指定役務の提供以外の物品販売や旅行商品の購入代金等に充当していないこと。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>
<p>III-4-2-4-2 契約約款の記載事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 契約約款に、指定役務以外の役務がある場合には、会員が提供を受けることができる役務の選択肢として指定役務が含まれること、又は会員が指定役務の提供又はその取次ぎを希望する場合、その対価の全部又は一部として当該契約の掛金が充当できる旨を記載しているか。</p> <p><u>なお、契約約款に記載する役務は、以下の役務のうち、事業実績があり、かつ前受金の利用について会員からのニーズがあるものに限られているか。(本基本方針II-2-2-4-2(6))</u></p> <p>①成人式、七五三、法事、長寿祝、結婚記念、宮参り及び結納等の儀式に係る役務の提供</p> <p>②健康増進に資するヘルスケアに係る役務の提供</p> <p>③孤立防止に向けた交流斡旋に係る役務の提供</p> <p>④日常生活における会員生活サポートに係る役務の提供</p> <p>(7) <u>上記(6)②から④の役務を提供した場合には、契約約款に消費者が支払った前受金の額を問い合わせ等により確認ができること及び事業者が定期的に消費者に対し役務の利用状況を通知することが記載されているか。(本基本方針II-2-2-4-2(7))</u></p>	<p>III-4-2-4-2 契約約款の記載事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 契約約款に、指定役務以外の役務 <u>(成人式、七五三、法事、長寿祝、結婚記念、宮参り及び結納等の儀式に係るもの)</u> がある場合には、会員が提供を受けることができる役務の選択肢として指定役務が含まれること、又は会員が指定役務の提供又はその取次ぎを希望する場合、その対価の全部又は一部として当該契約の掛金が充当できる旨を記載しているか。(本基本方針II-2-2-4-2(6))</p> <p>(新設)</p>
<p>III-4-2-5-3 契約の履行</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>予約前受金を、契約約款に記載した役務に付随する物品以外の購入代金等に充当していないか。(割販法省令第124条第3項第12号)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>III-4-2-5-3 契約の履行</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>予約前受金を、指定役務の提供以外の物品販売や旅行商品の購入代金等に充当していないか。(割販法省令第124条第3項第12号)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>